

# インド汚職防止法改正概説

(2018年12月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地チャダ法律事務所  
に作成委託し、2018年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正など  
によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるもので  
すが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、  
本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではな  
く、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づい  
て行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めくださ  
い。

ジェトロおよびチャダ法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接  
的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契  
約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一  
切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびチャダ法律事務所が係る損害の可能  
性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所

E-mail：IND@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

はじめに .....	1
1.インドにおける汚職の現状と改正前汚職防止法の内容 .....	1
2. 改正汚職防止法の概要 .....	2
(1) 贈賄行為の刑罰化および報告による免責 .....	2
(2) 取締役責任および企業責任の創設 .....	3

## インド汚職防止法改正概説

### はじめに

2014年のモディ首相就任以後、インド政府は汚職撲滅をスローガンの一つに掲げ、数々の汚職撲滅のための政策を導入している。しかし、例えば A.T. Kearney が 2017 年に公表した調査結果によれば、インドにおける汚職は、インドに対する外国直接投資における消極的要因の 1 位として選出されるなど<sup>1</sup>、依然として外国企業がインドで事業を行う上で大きな障害となっている。もっとも、2018 年 7 月に、インドの汚職について規律する the Prevention of Corruption Act, 1988(以下、「汚職防止法」)を改正する the Prevention of Corruption (Amendment) Act, 2018(以下「改正汚職防止法」)が施行された。改正汚職防止法の改正内容は、今後のインドにおける汚職実態および汚職対応実務に影響を及ぼしうるものとなっている。本書では、改正汚職防止法による改正内容のうち、日系企業に影響を及ぼしうる点について解説する。

### 1. インドにおける汚職の現状と改正前汚職防止法の内容

インドでは、汚職は生活の一部として浸透しつつあり、これを示すデータとして、例えば、国際 NGO である Transparency International が 2017 年に公表した調査結果がある<sup>2</sup>。同調査結果によると、約 69%ものインド人が過去 12 カ月の間に賄賂を直接支払った経験があると回答している。

インドにおいて汚職が蔓延している原因として、改正前の汚職防止法が賄賂を支払う行為(贈賄行為)に対し、正面から処罰対象としていなかったことが考えられる。前述のとおり、インドにおける贈収賄行為は、汚職防止法によって規律されているが、同法は、公務員が賄賂を受け取る行為(収賄行為)に焦点を当てて処罰規定を設けており、贈賄者の処罰は限定的であった。すなわち、改正前の汚職防止法は贈賄行為を独立の犯罪として処罰しておらず、贈賄者は収賄者に対する教唆犯としてのみ処罰されるに過ぎなかった<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 2017 A.T. Kearney Foreign Direct Investment Confidence Index

<sup>2</sup> Transparency International CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2017

<sup>3</sup> なお、インド刑法(Indian Penal Code, 1860)は、汚職防止法とは別に、選挙等限られた場面における贈賄行為を独立した犯罪として規定する。

## 2. 改正汚職防止法の概要

前述のとおり、これまでは汚職防止法は贈賄行為を独立の犯罪としておらず、このことが少なからずインドの汚職蔓延に寄与してきたと考えられるが、2018年8月に施行された改正汚職防止法は、贈賄行為を独立した犯罪とすることも含め、日系企業に影響のあるかたちで数々の点を改正した。主な改正内容として、(1)贈賄行為の刑罰化および報告による免責(2)取締役責任および企業責任の創設が挙げられる。

### (1) 贈賄行為の刑罰化および報告による免責

改正汚職防止法第4条は、汚職防止法第8条を以下のとおり、贈賄行為を独立した犯罪として処罰するものと改正した。贈賄行為が独立した犯罪とされたことに伴い、今後は贈賄行為単体の取り締りが厳しくなることもあり得る。

#### 第8条1項本文

公務員に不当な公務を遂行させ、または、その不当な公務の遂行に報償する目的で、他者に不当な利益を提供しまたは提供することを約したものは、7年以下の懲役もしくは罰金に処し、またはその併科とする<sup>4</sup>。

なお、贈賄行為は時として事実上、公務員からの強制によって実施されることがあるが、改正後の汚職防止法8条1項の但し書きは、不当な利益の提供が強制された場合、贈賄行為は処罰されないものと規定している。この免責を受けるためには、当該不当な利益の提供から7日以内に法の執行機関または捜査機関に不当な利益を提供した事実を報告することが条件とされている。従って、贈賄行為を行なったものはその不当な利益の提供が強制された場合には、これを報告することで罪を免れることが可能となる。もっとも、法の施行から間もない現時点では、裁判例の集積等がないため、どのような場合に不当な利益の提供が強制されたといえるのかが不明確であり、免責を期待して公務員に対する不当な利益の提供の報告をしたにもかかわらず、予期せず免責が認められない事態に陥る可能性も否定できないため、当面はその活用は慎重に判断されることが推奨される。

---

<sup>4</sup>Any person who gives or promises to give an undue advantage to another person or persons, with intention (i) to induce a public servant to perform improperly a public duty; or (ii) to reward such public servant for the improper performance of public duty; shall be punishable with imprisonment for a term which may extend to seven years or with fine or with both

## (2) 取締役責任および企業責任の創設

改正前汚職防止法では、贈賄行為を行なった従業員個人が収賄の教唆で処罰されることはあり得ても、当該従業員が所属する企業それ自体が処罰されることはなかった。しかし、本改正によって、「商業的組織」(commercial organization)に関係するものが贈賄行為を行なった場合、そのものだけでなく当該商業的組織も処罰するよう、規定が改正された。

### 第9条1項本文

商業的組織に関係するものが、当該商業的組織のために事業を獲得し、もしくは維持し、または当該商業的組織のために事業遂行上の便宜を獲得し、もしくは維持する目的で公務員に対して不当な利益を提供し、または提供することを約した場合、当該商業的組織によってこの法律の違反が侵されたものとして、当該商業的組織を罰金の刑に処する<sup>5</sup>。

今後はインド子会社自体が贈賄違反で処罰される恐れがある。また、「商業的組織に関連するもの」の範囲は、会社の従業員が原則として含まれることはもちろん、さらに広く商業的組織のために、または商業的組織に代わって役務を提供するものも含まれるものと規定されているため、当該改正による影響は小さくはない。

さらに、汚職防止法第10条は、以下のとおり賄賂の支払いについて同意を与えた取締役を処罰する内容に改正された(改正汚職防止法第4条)。

### 第10条1項

商業的組織によって第9条の違反が犯され、この違反が当該商業的組織の取締役、マネージャー、秘書またはその他役員<sup>6</sup>の合意または黙認のもと犯されたことが裁判で立証された場合、このような取締役、マネージャー、秘書またはその他役員はその違反を犯したものとして、起訴され、3年超7年以下の懲役および罰金の併科に処される<sup>6</sup>。

上記改正は、日本人駐在員が賄賂の支払いを同意しまたは黙認した場合、当該日本人駐在員も明確に処罰対象とされることになったという意味で、日系企業にとって大きな影響がある。

<sup>5</sup> Where an offence under this Act has been committed by a commercial organisation, such organisation shall be punishable with fine, if any person associated with such commercial organisation gives or promises to give any undue advantage to a public servant intending—(a) to obtain or retain business for such commercial organisation; or (b) to obtain or retain an advantage in the conduct of business for such commercial organisation

<sup>6</sup> Where an offence under section 9 is committed by a commercial organisation, and such offence is proved in the court to have been committed with the consent or connivance of any director, manager, secretary or other officer shall be of the commercial organisation, such director, manager, secretary or other officer shall be guilty of the offence and shall be liable to be proceeded against and shall be punishable with imprisonment for a term which shall not be less than three years but which may extend to seven years and shall also be liable to fine.

このように、本改正によって会社それ自体だけでなく日本人駐在員にまで贈賄の責任範囲が拡大したが、改正汚職防止法はこれに対する防衛措置についても新たに規定した。具体的には、商業的組織に関係するものの汚職を防止するために、規則によって規定されるガイドラインに従って適正手続き(adequate procedure)を施行する場合、当該商業的組織は処罰されないものと規定する(改正後汚職防止法 9 条 1 項の但し書き)。企業や取締役などの責任が拡大するだけでなく、一定の防衛手段が導入されたことは日系企業にとって好ましいといえるが、2018 年 12 月時点では、適正手続きに関するガイドラインが未公表・未施行の状況にあるため、今後の動向に注視する必要がある。